


フロン類対策の今後の在り方に関する検討会 (第3回) ヒアリング資料

全国知事会文教環境常任委員会委員長 秋田県
全国知事会調査第三部

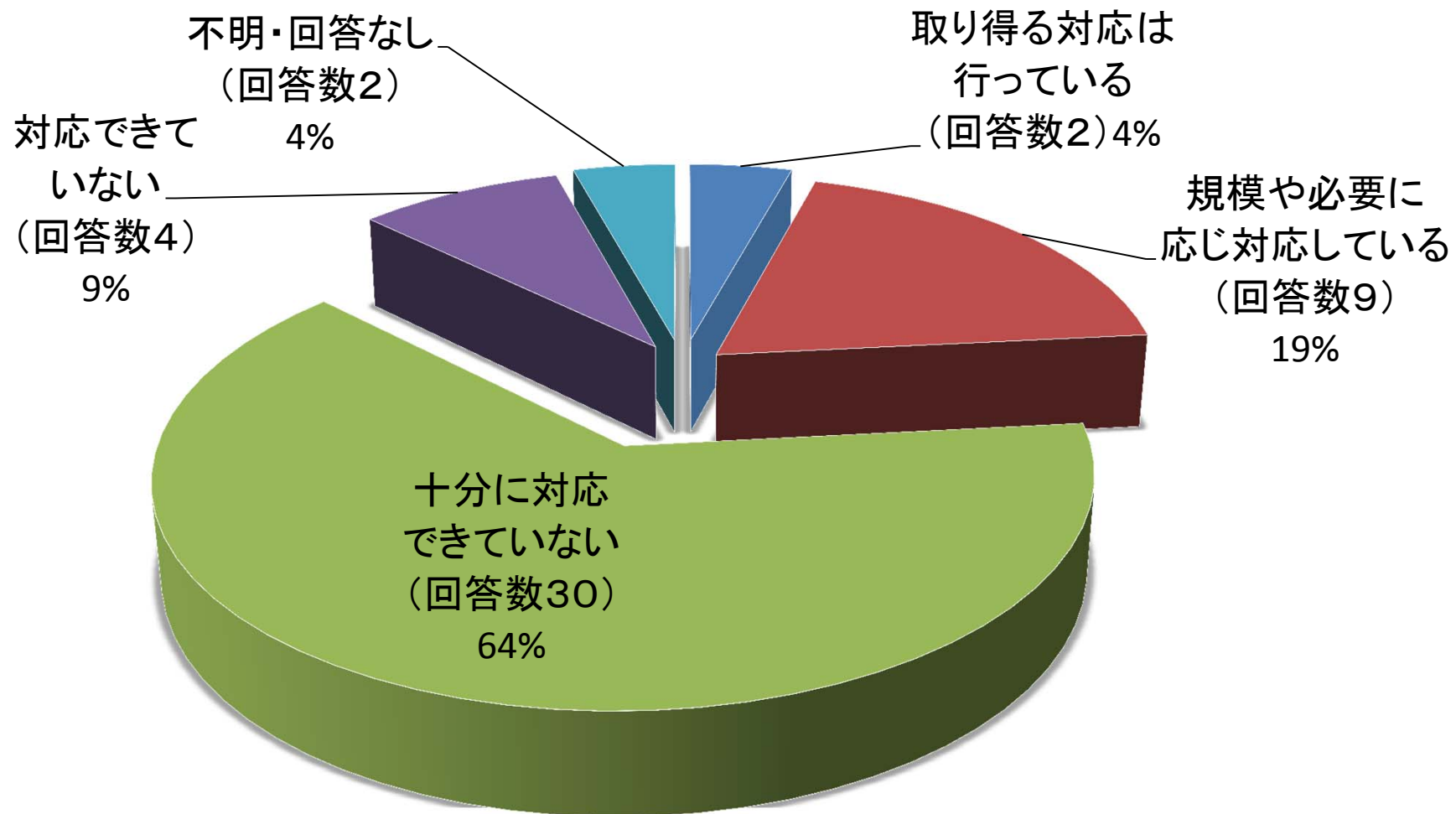




フロン排出抑制法に基づく 都道府県の指導監督に関するアンケート調査

- アンケート調査対象 47都道府県（回収率100%）
- アンケート調査実施期間 平成29年1月～2月
- アンケート調査質問内容
 - ① 現状における「都道府県としての管理者に対する指導監督の対応状況」
 - ② 指導監督を行ううえでの課題等について
 - ③ 管理者に対する指導監督を強化するために、都道府県から政令市等への管理者に対する立入検査等の権限移譲を行うことの有効性について
 - ④ 権限移譲の有効性及び権限移譲の際に生じる課題等について
 - ⑤ 建設リサイクル法第10条に規定する解体届について、通常業務における情報共有の実施状況について
 - ⑥ 情報共有の実施内容
 - ⑦ 情報共有を実施していない理由等
 - ⑧ 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化のための課題や今後必要な施策に対する都道府県の考え

① 現状における「都道府県としての管理者に対する指導監督の対応状況」



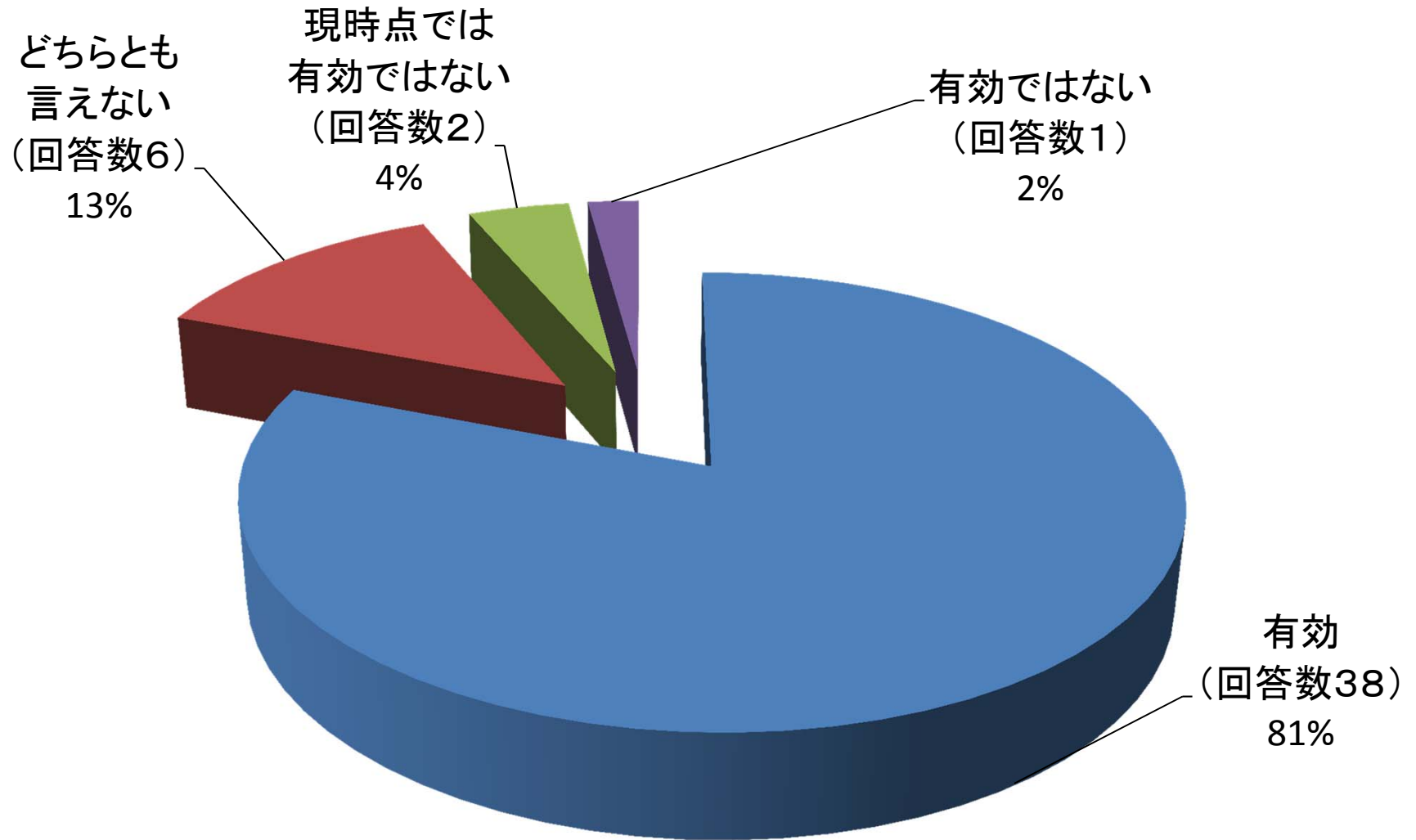



② 指導監督を行ううえでの課題等について

制度的課題	<ul style="list-style-type: none">○第一種特定製品の管理者の数が膨大○第一種特定製品の管理者の把握が困難○指導監督にばらつきが生じないような一定のルールが必要○立入検査以外の有効な方策の検討
都道府県の事情等	<ul style="list-style-type: none">○指導監督に関する人員や予算の不足○指導監督に関する都道府県実施機関の体制○管理者把握のための他部局との連携
その他	<ul style="list-style-type: none">○関係者へのフロン排出抑制法の周知不足○管理者の義務意識の欠如○第一種特定製品の種類・規模と管理体制が相当に異なる



③ 管理者に対する指導監督を強化するために、都道府県から政令市等への
管理者に対する立入検査等の権限移譲を行うことの有効性について





④ 権限移譲の有効性及び権限移譲の際に生じる課題等について（１）

□ 肯定的意見

- 他の環境法令の多くは政令市等に権限移譲されており、所管する政令市等が指導監督を実施することで効率的な対応が可能
- 事業所への物理的な距離が近いということもあり、より身近な行政機関である政令市等が行うことは有効
- 指導監督を行う行政機関が少ない方が、事業者の負担が軽減

□ 否定的意見

- 管理者のみの指導監督に関する権限移譲は有効ではなく、法律全体の主体とこれらに対する指導権限を踏まえ、権限移譲を検討すべき
- 権限移譲が直ちに指導監督の効率性につながるとは考えにくく、管理者に対する届出制度の整備など必要な制度改革を行った後に権限移譲するのが適当
- 管理者に対する指導監督は新設制度であり、実績が少なく、どこに課題があるのかが不明確
- チェーン展開している管理者や複数の事業所を有する大規模管理者に対しては、都道府県が指導監督を行う方が効率的かつ効果的

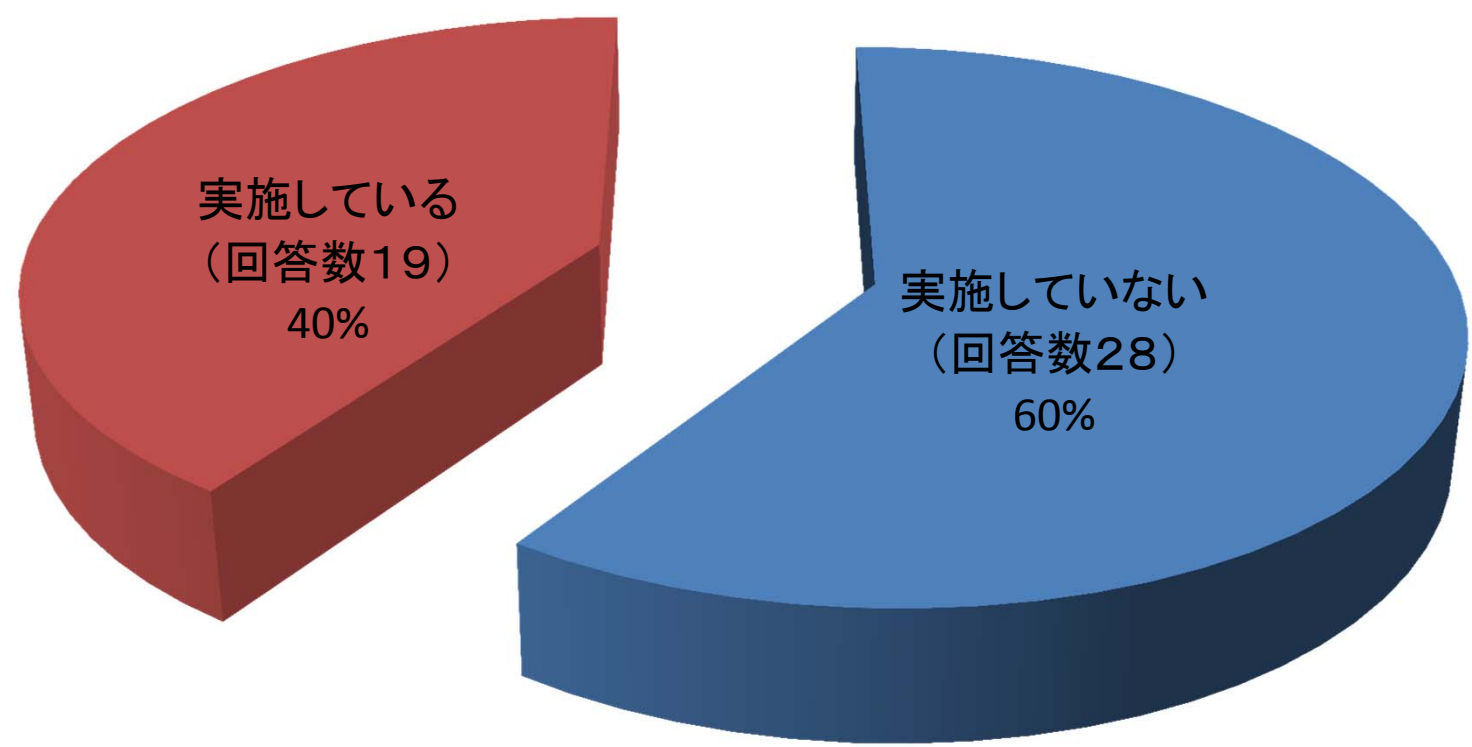
④ 権限移譲の有効性及び権限移譲の際に生じる課題等について（２）

□ 権限移譲の際に生じると想定される課題等

- 都道府県と政令市等の指導に齟齬が生じないよう、情報共有や指導方針統一のための連携体制が必要
- 政令市等においても管理者に対して指導を行うには、人員・予算ともに大きく不足すると想定され、体制整備について配慮が必要
- 管理者と充填回収業者に対する指導権限が異なることによる課題
 - ・管理者への立入検査において充填回収業者の法令違反が明らかとなった場合、政令市等は充填回収業者に対する指導権限を有しない
 - ・管理者の指導に必要となる充填回収業者に関する情報共有
 - ・不適正事案への対応において、管理者と充填回収業者の双方を指導する場合、効果的指導ができない可能性
- ※ 管理者と充填回収業者に対する事務・指導権限を併せて移譲
廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業者の都道府県と政令市等の許可の範囲のように、充填回収業者に過度の負担が生じない配慮が必要



⑤ 建設リサイクル法第10条に規定する解体届に関する通常業務における
情報共有の実施状況について





⑥ 解体届の情報共有の例

- 部局間の情報共有システムにより、解体届の情報を共有する体制を構築
- 建設リサイクル法部局とフロン法部局間で相互通知体制を構築
- 建設リサイクル法及び大気汚染防止法の届出データを随時システムで閲覧
- アスベスト対策を契機に、建設リサイクル法所管の特定行政庁から、大気汚染防止法及びフロン法を所管する出先機関に対し、その都度解体届(写し)が通知
- 建設リサイクル法部局からフロン法部局に対し、解体届に関する情報を定期的に提供
- アスベストの適正処理に向けた監視強化を主たる目的として、建設リサイクル法部局で所有する解体届の情報をデータとして共有
- 建設リサイクル法部局から、各月ごとに解体届情報を電子メールにより提供を受け、各出先機関と庁内LANで情報共有
- 建設リサイクル法部局への届出内容から第一種特定製品の設置が確認された場合、フロン法部局に対し届出情報を提供

⑦ 解体届の情報共有を「実施していない」理由・背景等

□ 制度面

- 解体届に第一種特定製品等フロン使用機器の有無に関する情報の記載義務がない
- フロン排出抑制法には情報提供に関する規定がなく、情報提供を受けようとする場合の法的根拠や受理窓口等における届出者への説明と了解の有無等、個人情報の取扱上の手続の検討が必要
- 建設リサイクル法の解体届は、特定行政庁に権限移譲されており、解体届の情報提供について、提供可能な情報の考え方や、提供可能な方法が特定行政庁ごとに異なることから、指針や通知を根拠に一律に情報供することは困難

□ 運用面

- 共有された情報を活かして立入検査等を実施する時間的余裕がない
- 建設リサイクル法の解体届提出数に比べ、フロン法担当職員の人数が少なく、効率的に活用することが困難
- 建設リサイクル法に基づく届出は年間に膨大な数があり、届出情報の提供を求めることは建設リサイクル法部局と所管自治体に対して大きな負担となることに加え、全ての届出を確認することは不可能
- 解体届作業期間とフロン類回収のタイミングが必ずしも一致しないので、情報の価値が低い



⑧ 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導強化のための課題や今後必要な施策に対する都道府県の考え

- 解体届に第一種特定製品等フロン排出抑制法対象機器に関する情報(例えば、機器の有無、設置場所を明記した図面等)の記載・添付を義務付け
- フロン排出抑制法第42条に規定する特定解体工事元請業者による発注者への書面交付と建設リサイクル法の解体届の連動
- 建設リサイクル法において、届出期限を工事着手の2週間前程度に前倒し及び当該届出書が提出された場合に速やかにフロン法担当部局に写しを送付する仕組みの制度化
- 建設リサイクル法や大気汚染防止法に基づく解体現場への立入権限は、政令市等に委譲されているため、第一種特定製品廃棄等実施者に対する立入権限も政令市等に委譲
- 解体工事元請業者及び第一種フロン類引渡受託者についても、適正処理に関する規定の創設
- フロン排出抑制法に基づく解体時のフロン回収等の義務及び法第42条第1項の「第一種特定製品の設置の有無の確認」規定についての周知強化